

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
発 注 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
契 約 名 称	令和 7 年度豊中市妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査委託契約
契 約 内 容	妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期健康診査、新生児聴覚検査の実施
契 約 締 結 日 及び 契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	医療法人琢生会 阪神バースクリニック (尼崎市小中島 2 丁目 2 0 番 1 6 号)
契 約 金 額	(1) 妊婦健康診査は 1 人につき、1 回目 27,340 円を上限とする。 2 回目以降は 5,500 円を上限とする。ただし、4 回目は 10,000 円、6 回目は 6,000 円、8 回目、12 回目は 12,000 円、20 回目、21 回目は 5,000 円を上限とする。 また、多胎妊婦に実施する 15 回目から 19 回目については 5,000 円を上限とする。 (2) 乳児一般（1 か月児）健康診査及び乳児後期健康診査は 1 人につき、7,420 円を上限とする。 (3) 産婦健康診査は、1 件あたり 5,000 円を上限とする。 (4) 新生児聴覚検査は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を 1 件あたりの上限とする。 (ｱ) 自動聴性脳幹反応検査（AABR 検査） 4,020 円 (ｲ) 耳音響放射検査（OAE 検査） 1,500 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 当該健康診査事業は、医師としての専門知識、経験に基づき実施される専門性の高い医事行為であり、妊産婦等の受診の利便性及び事業の効率的な実施を図る観点から当該医療機関に委託するもの。